児童厚生二級指導員の申請

必要書類

■「児童厚生二級指導員」申請書(様式1) ☞ 育成財団ホームページからダウンロード可能 所定の申請書様式(P34)に必要事項を記入します。

2 証明書類

基礎研修の理論科目(必修9科目)と実技科目(必修3科目、選択必修1科目の合計4科目)の履修を証明する書類(写し)が必要です。

- 「児童厚生員等基礎研修会」修了証、または科目履修証 **修了証、科目履修証の有効期限をご確認ください**。
- 承認した県児連等発行の履修証、または履修表
- 読替に必要な認定証 等 修了証や履修証等は大切に保管してください。

育成財団主催の研修の場合、紛失等による再発行は手数料 1,000 円を申し受けます。 (様式 6: P40) 育成財団以外が発行した証明書類は再発行することができません。

3 郵便振替受領証等の写し [育成財団事務局に直接申請する場合のみ] 下記費用を納付した証明 (写し)を申請書に添付してください。 なお、郵便局での受領証や銀行 ATM 振込控をもって領収書にかえ させていただきます。インターネットバンキングの場合は振込日を 所定欄に記入してください。



— 資格取得に要する費用 —

費用の納付方法は申請先によって異なります。

個人会員の方、または申請と同時に個人会員に入会する方は、費用を納付される前に算出表 (P23) をご参照ください。

A申請料	2,000 円	
B登録料	3,000 円	□ 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「

※個人会員制度については P42 を参照してください。

(受理した証明が必要な方は、**△ 官製ハガキ**を 1 枚同封してください。受理日などを記載し、返送します。)

申請先

① 県児連

育成財団から資格認定業務を受託する県児連等に申請することができます。 県児連等に申請する場合は<u>郵便振替等での費用納付ができません</u>ので、費用 の納付方法を確認してください。



ただし、資格認定をおこなっていない県児連もあります。

□ 県児連の連絡先は育成財団のホームページから検索することができます。

② 育成財団事務局(住所は裏表紙参照)

県児連等に申請できない場合は育成財団に直接申請してください。郵便局で必要となる 費用を納付した後、受領書の写し**③**を貼った申請書を送付してください。

登録・認定の手順

- ① 認定要件や必要書類の不備等の略式審査、費用受領確認を経てデータ登録します。
- ②「児童厚生二級指導員」の認定証および認定カードを発行し申請者に送付します。

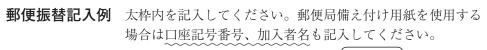


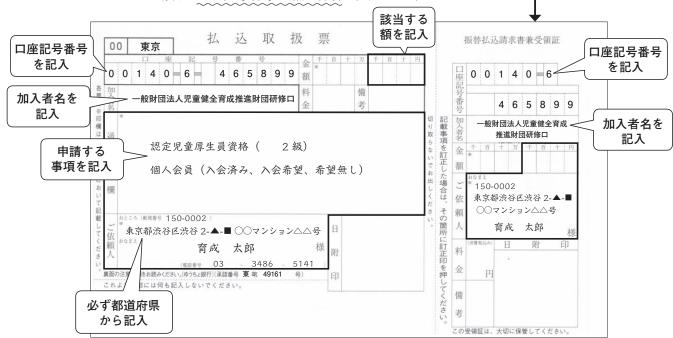
郵便振替での納付方法

〔用 紙〕専用紙または郵便局備え付け用紙をご使用ください。

(記入方法) 下記記入例を参考にしてください。

郵便局の受領印が押された控えをコピーして申請書の所定欄に貼り付けてください。





銀行振込での納付方法

ゆうちょ銀行 ○一九(ゼロイチキュウ)店 当座 0465899

口座名義:一般財団法人児童健全育成推進財団